

第5章 関係資料

- 資料1 佐賀県犯罪被害者等支援条例
- 資料2 佐賀県における事件・事故の概況
- 資料3 関係機関の相談状況等
- 資料4 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）
- 資料5 犯罪被害者等支援庁内連絡会議
- 資料6 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱
- 資料7 犯罪被害者等支援に関する年表
- 資料8 市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧

◇ 資料1 佐賀県犯罪被害者等支援条例

平成29年3月23日
佐賀県条例第11号

佐賀県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

佐賀県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、予期せざる犯罪等に巻き込まれ、直接的、副次的な被害に苦しめられている犯罪被害者等に対して、社会全体がその立場に立ち、その心に寄り添った支援を行うことが大切であることから、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策について、その基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる佐賀県を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係するものが相互に連携協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援に努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県及び市町が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画の策定)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する施策についての基本方針

(2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用に供する住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(保護又は捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護又はその被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第19条 県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第20条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第 21 条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及びそれらの団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第 22 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

◇ 資料2 佐賀県における事件・事故の概況

○ 県内の犯罪被害状況

犯罪発生状況は、刑法犯認知件数で見ると、平成15年の1万4,351件をピークに減少傾向にあり、平成29年中は、4,331件（前年比-758件）とピーク時の約35%まで減少しています。

・ 刑法犯認知件数（包括罪種別）の推移【平成24年～平成29年】

（佐賀県警察統計）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
凶悪犯	34	35	32	32	23	12
粗暴犯	351	338	328	335	304	312
窃盗犯	5,809	5,800	4,751	3,938	3,759	3,183
知能犯	231	184	259	268	236	207
風俗犯	66	60	65	44	28	45
その他	1,060	1,092	849	805	739	572
合計	7,551	7,509	6,284	5,422	5,089	4,331

※凡例 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強制性交等）粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯（侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗）、知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職）、風俗犯（賭博、わいせつ）、その他（住居侵入、器物損壊、等）

・ 重要犯罪等の推移【平成24年～平成29年】

（佐賀県警察統計）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
重要犯罪	92	79	71	59	39	44
殺人	6	5	4	5	4	5
強盗	12	11	12	9	10	3
放火	9	13	6	10	6	1
強制性交等	7	6	10	8	3	3
略取誘拐・人身売買	2	3	2	0	1	2
強制わいせつ	56	41	37	27	15	30
暴行	122	132	132	133	131	158
傷害	164	153	151	162	128	120
侵入窃盗	664	728	571	405	421	483
住宅対象	352	444	281	188	214	274
その他	312	284	290	217	207	209

※ 重要犯罪（殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制性交等の各罪種をいいます。）

※ 重要犯罪の強制性交等罪は、平成29年の刑法改正に伴い強姦罪から罪名が変更されたものです。

※ 住宅対象の侵入窃盗は、空き巣、忍込み及び居空き、その他の侵入窃盗は、事務所荒し、出店荒し学校荒し等の合計です。

○ 県内の交通事故状況

平成29年中の交通事故発生状況は、人身交通事故6,765件（前年比-1,018件）、死亡事故件数36件（前年比+2件）となっています。

・ 人身交通事故発生件数等の推移【平成24年～平成29年】

（佐賀県警察統計）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人身交通事故	9,090	9,364	8,870	8,561	7,783	6,765
死亡事故件数	件数	45	46	53	48	36
	死亡者数	46	46	56	48	36
負傷者数	11,997	12,627	11,813	11,493	10,377	8,932

◇ 資料3 関係機関の相談状況等

1 「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS」の相談支援活動状況(平成 28 年度)

(佐賀 VOISS 活動実績資料参照)

区分	殺人 傷害 致死	強盗・ 強盗 致死 傷	強姦・ 強制 わい せつ	その 他の 性犯 罪	暴行 傷害	その 他の 身体 犯	交通 関係	DV・ ストー カー	虐待	その 他	計
電話相談	66	0	73	0	18	0	121	135	17	91	521
メール相談	1	0	2	0	0	0	1	14	4	23	45
面接相談	1	0	15	0	2	0	11	5	2	8	44
計	68	0	90	0	20	0	133	154	23	122	610
直接 支援	裁判傍聴付添	1	0	0	0	0	12	0	0	1	14
	他機関付添	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3
	病院付添	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明書代理手続き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自助グループ支援	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	その他	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
計	1	0	1	0	0	0	24	0	0	1	27
合計	69	0	91	0	20	0	157	154	23	123	637

※ 「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS (ボイス)」は、犯罪被害者等支援(相談・直接支援等)を行っている民間支援団体(認定特定非営利活動法人)で、佐賀県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

2 「性暴力救援センター・さが(さが mirai)」の相談状況(平成 28 年度)

(さが mirai のホームページ資料参照)

【相談別件数】			
相談別件数(延べ)	件数	さがmirai	アバンセ
電 話	109	83	26
来 所	48	16	32
合 計	157	99	58
【相談種別件数】			
相談別件数(延べ)	件数	さがmirai	アバンセ
強姦・強制わいせつ	68	32	36
性虐待	20	20	0
DV	1	1	0
過去の性暴力被害	22	3	19
無言	2	2	0
その他	18	17	1
連絡・調整	3	3	0
問合せ 回答	23	21	2
合 計	157	99	58

※ 「性暴力救援センター・さが(さが mirai)」は、佐賀県が設置した性暴力被害者のための相談窓口です。相談は、さが mirai(佐賀県医療センター好生館相談支援センター—一般相談支援室)のほか、アバンセ女性総合相談(佐賀県立男女共同参画センター)でも受けています。

3 「配偶者暴力相談支援センター」の相談状況

平成 28 年度 1,251 件 (佐賀県子ども家庭課、男女参画・女性の活躍推進課調べ)

配偶者暴力相談支援センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に規定されているDV被害者支援の専門機関です。佐賀県では、「佐賀県婦人相談所」と「佐賀県立男女共同参画センター(アバンセ)」が配偶者暴力相談支援センターの機能を有する施設となっています。

◇ 資料4 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称:VS 協議会）

※ VS協議会の「VS」とは、被害者支援 (victims support) の頭文字です。

不慮の犯罪等に遭遇し、精神的、肉体的及び経済的苦痛を被ることとなった犯罪被害者及びその遺族の被害回復のため、佐賀県警察本部、県、教育庁その他関係機関・団体の会員が連携協力するための協議会として、平成8年に発足しています。同協議会では、会議等を開催し、情報の交換等を行っています。

【VS協議会の会員等一覧】（平成29年6月現在）

会長		警察本部 警務部長		
副会長		警察本部警務部 広報県民課長 佐賀県県民環境部 暮らしの安全安心課長		
会員	○ 警 察 本 部	警務部	警務課 広報県民課	
		生活安全部	生活安全企画課 人身安全・少年課	
		刑事部	刑事企画課 捜査第一課	
		交通部	交通企画課	
	○ 佐 賀 県	県民環境部	暮らしの安全安心課	
		健康福祉部	福祉課 障害福祉課	
			男女参画・こども局	男女参画・女性の活躍推進課 こども家庭課 総合福祉センター 精神保健福祉センター
	○ 教育庁 学校教育課			
	○ 佐賀県市長会			
	○ 佐賀県町村会			
○ 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局				
○ 佐賀地方検察庁				
○ 唐津海上保安部				
○ 佐賀県弁護士会				
○ 佐賀県医師会				
○ 佐賀県臨床心理士会				
○ 佐賀いのちの電話				
○ 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS				
○ 佐賀県立男女共同参画センター				
○ 日本司法支援センター佐賀地方事務所				
○ 佐賀県DV総合対策センター				
○ 佐賀保護観察所				
○ 佐賀県防犯協会				
○ 佐賀県暴力追放運動推進センター				
○ 佐賀県交通安全協会				
【事務局】		警察本部警務部 広報県民課		

◇ 資料5 犯罪被害者等支援庁内連絡会議

佐賀県では、平成18年1月に、「犯罪被害者等基本法」第8条の規定により策定された国の「犯罪被害者等基本計画」に基づき実施する庁内関係各課の施策等について、相互の情報共有と県警本部との連携を図るため、犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置しています。

【犯罪被害者等支援庁内連絡会議の委員等一覧】（平成30年1月19日現在）

会長	県民環境部副部長
副会長	県民環境部くらしの安全安心課長
委員：庁内関係各課長並びに佐賀県警察本部警務部広報県民課長	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部 法務私学課長 ○ 健康福祉部 福祉課長 ○ 健康福祉部 長寿社会課長 ○ 健康福祉部 障害福祉課長 ○ 健康福祉部 国民健康保険課長 ○ 健康福祉部 男女参画・こども局 男女参画・女性の活躍推進課長 ○ 健康福祉部 男女参画・こども局 こども未来課長 ○ 健康福祉部 男女参画・こども局 こども家庭課長 ○ 産業労働部 産業人材課長 ○ 県土整備部 建築住宅課長 ○ 教育庁 学校教育課長 ○ 教育庁 保健体育課長 ○ 労働委員会事務局 総務調整課長 ○ 佐賀県警察本部 警務部広報県民課長 	
【事務局】	県民環境部くらしの安全安心課

◇ 資料6 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱

佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県犯罪被害者等支援条例（平成29年3月23日佐賀県条例第11号）第8条の規定に基づく、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画（以下「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」という。）を策定するに当たり、専門的な見地から犯罪被害者等の支援に関し必要な助言や意見を頂くことを目的として、佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議（以下「有識者等会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者等会議は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項
- (2) その他委員が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 有識者等会議は、別表に掲げる委員をもってこれを組織する。

- 2 有識者等会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、有識者等会議を代表する。
- 4 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会議)

第5条 有識者等会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者等会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 有識者等会議は、必要に応じて、委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者等会議の庶務は、県民環境部くらしの安全安心課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者等会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

別表（第3条関係）

佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備考
学識経験者 (1)	田口 香津子	・大学教授 (佐賀女子短期大学副学長・こども未来学科教授) ・認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS副理事長	
弁護士 (1)	加藤 研一郎	・佐賀県弁護士会 犯罪被害者支援委員会委員長 ・鳥栖総合法律事務所弁護士	
民間支援団体 ・犯罪被害者遺族 (1)	廣瀬 小百合	・九州・沖縄犯罪被害者連絡会「みどりの風」会長	
犯罪被害者等支援 関係団体等 (3)	原 健一	・公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 佐賀県DV 総合対策センター所長	
	五頭 樹里	・佐賀県臨床心理士会（犯罪被害者等支援担当） ・社会福祉法人慈恵会 児童養護施設聖華園 副主任心 理士（臨床心理士） ・認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS犯罪被害相談員	
	伊藤 正	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 副会長	

◇ 資料7

犯罪被害者等支援に関する年表 (No.1)

昭和49年8月	三菱重工ビル爆破事件 (※犯罪被害給付制度の必要性が議論された)
昭和55年5月	犯罪被害等給付金の支給等による犯罪被害者等の支給に関する法律公布 (昭和56年1月施行)
昭和55年8月	新宿西口バス放火事件
昭和56年5月	財団法人犯罪被害者支援基金設立
平成3年10月	犯罪被害者給付制度発足10周年記念シンポジウム開催 (※同シンポジウムにおいて犯罪被害者等の精神的援助の必要性が指摘される)
平成7年3月	地下鉄サリン事件 (※犯罪被害者等が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった)
平成8年2月	警察庁において「被害者対策要綱」策定
平成8年11月	【佐賀】犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会 (VS協議会) の設置
平成10年5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立
平成11年4月	検察庁における被害者等通知制度の実施
平成11年5月	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布 (同年11月施行)
平成12年4月	【佐賀】「佐賀 VOISS」設立
平成12年5月	【佐賀】西鉄バスジャック事件 刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律公布 (平成13年6月全面施行) (※証人への付添いや遮蔽措置の導入、ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減等) 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律公布 (平成13年11月施行) (※犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務等、犯罪被害者等による公判記録の閲覧等を可能とする制度の導入等) 児童虐待の防止等に関する法律公布 (平成13年11月施行)
平成12年12月	ストーカー行為等の規則等に関する法律 (ST規制法) 公布 (平成13年11月施行) 少年法等の一部を改正する法律公布 (平成13年4月施行) (※刑事処分可能年齢引下げ、故意の犯罪行為により被害者を死亡した事件で犯行当時16歳以上の少年は原則として検察官に送致【逆送】等)
平成13年4月	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布 (平成14年4月全面施行) (※障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設、犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法) 公布 (同年10月施行)
平成13年6月	附属池田小学校児童殺傷事件
平成14年4月	【佐賀】佐賀県婦人相談所及び佐賀県立女性センター (平成21年4月1日から「佐賀県立男女共同参画センター」に名称変更) を配偶者暴力相談支援センターに指定
平成16年4月	【佐賀】佐賀県DV総合対策センターを設置
平成16年6月	DV防止法の一部を改正する法律公布 (同年12月施行) (※保護命令の適用範囲の拡大、被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明確化等)
平成16年12月	犯罪被害者等基本法公布 (平成17年4月施行)
平成17年12月	犯罪被害者等基本計画閣議決定【閣議決定後～平成22年度 (約5か年)】
平成18年1月	【佐賀】県庁内に犯罪被害者等支援庁内連絡会議を設置
平成18年4月	犯罪被害給付制度改正 (※重傷病給付金の支給要件の緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和)
平成18年10月	日本司法支援センター (法テラス) の業務開始
平成18年11月	第1回犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日) の実施

犯罪被害者等支援に関する年表 (No.2)

平成 19 年 6 月	<p>児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の一部を改正する法律公布 (※関係機関どうしが要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の設置を努力義務化)</p> <p>更生保護法公布 (同年 12 月一部施行) (※保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入)</p> <p>犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 (公布日から 1 年 6 月以内に全面施行) (※犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度、刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設 等)</p>
平成 19 年 7 月	<p>DV 防止法の一部を改正する法律公布 (平成 20 年 1 月施行) (※市町村における基本計画策定の努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務の充実、保護命令制度の拡充 等)</p>
平成 19 年 11 月	<p>犯罪被害者等施策推進会議決定 (※経済的支援、支援連携、民間団体援助の 3 検討会の最終取りまとめ)</p>
平成 20 年 4 月	<p>犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律公布 (同年 7 月施行 : 犯罪被害者等給付金の支給に関する法律の一部改正及び題名改正)</p>
平成 20 年 12 月	<p>被害者参加人のための国選弁護士制度導入</p>
平成 21 年 5 月	<p>裁判員制度開始</p>
平成 23 年 3 月	<p>第 2 次犯罪被害者等基本計画策定【平成 23 年度～平成 27 年度】</p>
平成 24 年 7 月	<p>【佐賀】 ワンストップ支援センター「性暴力救援センター・さが (さがmirai)」設置</p>
平成 24 年 11 月	<p>【佐賀】 佐賀県公安委員会が「佐賀 VOISS」を「犯罪被害者等早期援助団体」として指定</p>
平成 25 年 7 月	<p>ST 規制法の一部改正</p> <p>DV 防止法の一部を改正する法律公布 (平成 26 年 1 月施行) (※生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者への法律の準用 等)</p>
平成 26 年 3 月	<p>【佐賀】 佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例公布 (同年 4 月施行)</p>
平成 27 年 2 月	<p>【佐賀】 佐賀県防犯あんしん計画策定【平成 27 年度～平成 30 年度】</p>
平成 27 年 12 月	<p>第 4 次男女共同参画基本計画閣議決定</p>
平成 28 年 4 月	<p>犯罪被害者等施策を事務移管 (内閣府→国家公安委員会へ移管) 第 3 次犯罪被害者等基本計画策定【平成 28 年度～平成 32 年度】 【佐賀】 嬉野市犯罪被害者等支援条例施行</p>
平成 28 年 7 月	<p>【佐賀】 みやき町犯罪被害者等支援条例施行</p>
平成 28 年 10 月	<p>【佐賀】 5 町 (基山町・上峰町・玄海町・大町町・太良町) に犯罪被害者等支援条例施行</p>
平成 29 年 3 月	<p>【佐賀】 佐賀県犯罪被害者等支援条例公布 (同年 4 月施行)</p>
平成 29 年 4 月	<p>【佐賀】 11 市町 (唐津市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町・有田町・江北町・白石町) に犯罪被害者等支援条例施行</p>
平成 29 年 7 月	<p>性犯罪規定に係る刑法改正施行 (※ 性犯罪の厳罰化)</p>
平成 29 年 10 月	<p>【佐賀】 2 市 (佐賀市・鳥栖市) に犯罪被害者等支援条例施行 ※ 佐賀県内全市町において犯罪被害者等支援条例制定</p>

◇ 資料8 市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧

平成29年10月までに佐賀県内全市町において、「犯罪被害者等支援条例」が制定されました。各市町における犯罪被害者等支援条例(骨子)及び犯罪被害者等支援担当窓口は次のとおりです。

なお、同条例の「相談及び情報提供等」の条文では、犯罪被害者等支援の窓口を設置する旨規定されています。

○ 市町の犯罪被害者等支援条例(骨子)

市町	施行年月	目的	定義	責務	相談情報	見舞金	居住の安定	日常生活	広報啓発	民間支援
佐賀市	H29.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
唐津市	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
鳥栖市	H29.10	○	○	○	○	○	—	—	○	—
多久市	H29.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊万里市	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
武雄市	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
鹿島市	H29.4	○	○	○	○	○	○	○	○	—
小城市	H29.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
嬉野市	H28.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
神埼市	H29.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
吉野ヶ里町	H29.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基山町	H28.10	○	○	○	○	○	—	—	○	—
上峰町	H28.10	○	○	○	○	○	—	—	○	—
みやき町	H28.7	○	○	○	○	○	—	—	○	—
玄海町	H28.10	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有田町	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
大町町	H28.10	○	○	○	○	○	—	—	○	—
江北町	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	—
白石町	H29.4	○	○	○	○	○	—	—	○	○
太良町	H28.10	○	○	○	○	○	—	—	○	—

※ 各項目のうち、責務は「市町及び市(町)民の責務」、相談情報は、「相談・情報の提供等」、見舞金は「見舞金の支給」、広報・啓発は「広報啓発」又は「理解の増進」、日常生活は「日常生活の支援」、民間支援は「民間(支援)団体への支援」の条文の規定を表しています。

※ 鹿島市は「日常生活の支援」の条文内に、「居住の安定」も明記している。

○ 市町の犯罪被害者等支援担当窓口一覧

(平成30年1月現在)

市	担当窓口	電話番号	町	担当窓口	電話番号
佐賀市	生活安全課	0952-40-7012	吉野ヶ里町	総務課	0952-37-0330
唐津市	総務課	0955-72-9113	基山町	総務企画課	0942-92-7915
鳥栖市	総務課	0942-85-3506	上峰町	総務課	0952-52-2181
多久市	防災安全課	0952-75-2181	みやき町	総務課	0942-89-1651
伊万里市	人権・同和対策課	0955-23-2190	玄海町	住民福祉課	0955-52-2158
武雄市	防災危機管理課	0954-23-9223	有田町	総務課	0955-46-2111
鹿島市	総務課	0954-63-2112	大町町	総務課	0952-82-3111
小城市	社会福祉課	0952-37-6107	江北町	総務課	0952-86-2111
嬉野市	総務課	0954-66-9111	白石町	保健福祉課	0952-84-7116
神埼市	防災危機管理課	0952-37-0104	太良町	総務課	0954-67-0129

佐賀県県民環境部くらしの安全安心課（地域安全担当）

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号（代表）： 0952-24-2111

Email: kurashianzen@pref.saga.lg.jp

※ 表紙（犯罪被害者等支援シンボルマーク ギュっとちゃん）

内閣府で、平成22年度にシンボルマーク、平成25年度に愛称を「ギュっとちゃん」と選定しています。

（優しさと思いやりのハートを抱く癒しのキャラクター、暖色系の色は元気、幸福、希望を明るくイメージ）

